

輸出用GAP 農場用 管理点と適合基準【青果物/穀物/茶の共通管理点】に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

※今回公表する基準書は名称がパブリックコメント募集時の輸出用GAPからJGAP Advanceに変更になっています。

AdvanceはBasicを包含しており同じ管理点番号を使用しています。そのため、Basicについてもこの対応表にて兼用させていただきます。Advanceのみの項目は、注1)欄にて“●”で示しています。

※下記の対応表では、パブリックコメントへの対応の他、実証審査での技術委員による意見にも対応しています。

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advanceのみ注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点番号	レベル	管理点				対応	管理点番号
1	-	-	全体構成 ※リスク検討に関する管理点	●	会員	管理点1.6で収穫前工程の明確化をしてそれを2章で収穫工程と農産物取扱い工程と同じレベルでリスク検討される構造になっているが、そもそもJGAPは収穫前の工程(栽培工程)は種苗・土・水・農薬・肥料と栽培工程で管理すべきことは書いてあり、重要なものは必須項目になっている。収穫前の工程の洗出しからリスク検討と対応を新たに入れなくてもいいのではないか。	全行程にわたりリスク評価を行うことが世界的な流れであり、個々の経営固有のリスクが発見される可能性もあることから、Advanceに限って行うこととした。	4.4-4.7
2	-	-	全体構成 ※リスク検討に関する管理点	-	農場	食品安全のリスク検討が2章の工程関係と17章の施設関係で分かれているが、同じところで実施した方が分かりやすい。	栽培工程と収穫工程に関するものは4章へ、農産物取扱い工程に関するものは5章へまとめた。	4章 5章
3	-	-	全体構成 ※リスク検討に関する管理点	-	審査員	食品安全のリスク検討が2章の工程関係と17章の施設関係にあるが、例えば、鳥の糞が畑に落下して付着するようなリスクを洗い出すような露地の圃場の交差汚染に関する管理点が欲しい。2章の工程のところでリスク検討してもいいが、鳥のようなものは工程中のリスクというより周辺環境からのリスクということで別に押さえないと、全ての工程で鳥の糞を危害要因に挙げなければならなくなる。農産物取扱い工程は、17.2.3や17.2.4の周辺からの交差汚染や異物混入があることを前提にすれば2章のリスク検討は工程中のものに絞り込める。HACCPが一般衛生管理を前提として成り立っていることを理解すべき。	ご指摘を踏まえ、「4.1圃場及び倉庫における交差汚染の防止」として追加した。	4.1
4	1.3	必須	農産物取扱い施設のレイアウト	●	指導員	レイアウト図はリスクアセスメントを行う上で必要なものであり、レイアウト図があればよいということではない。圃場図と同じ目的であることを理解してもらい必要がある。この表現だとレイアウト図があれば適合となるものと勘違いされるのではないか。	取組例・備考に下記の説明を加える。 管理点1.2圃場図も同様の説明を加える。「リスク評価の資料として活用するためにレイアウト図を用意する。」	5.1.1
5	1.4	必須	農場管理マニュアル	●	指導員	①適正な農場管理システム(この基準書の管理点と適合基準で示されているあるべき状態を、…… 「適正な」を入れることでGAPの意味を伝えられる。 ②農場管理マニュアルは、GAPの知識を十分に有する者…… 「ここは“GAP”と表現すべき」である。GAPの管理基準を満たしていれば良いと考える。	全体の記述を整理し、「JGAPが求める農場管理をどのように実施するかについての手順等を文書化している。」とした。	1.3

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advanceのみ注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点番号	レベル	管理点				対応	管理点番号
6	1.5	必須	商品仕様の明確化	●	指導員	取組例・備考の4、6、8は、商品の規格であり、GAPで規定するものではない。商品ごと、販売方法、販売環境、顧客希望などにより変化するので、規程できない。 6.容器・包装資材もその販売条件により変化するものなので、ここで規定することは不適當。 8.販売先、販売条件、販売目的、販売時期により変化するの規程することは不適當。 ※1.5商品仕様の明確化は削除すべき	HACCPの要求事項で消費者に直接届く最終商品の加工品(精米と仕上茶)のみの専用項目とした。指摘された項目は食品安全に関係するものを中心に整理した。容器・包装も必要となる。なお、品質についても適切な販売管理のために最低限必要と判断した。	8.1
7	2.1	必須	危害要因の抽出	●	技術委員	取組例・備考の「重金属」は「重金属類」とすべき。	重金属は「重金属類」に修正した。	5.3
8	2.5	必須	新規圃場の適性の検討	-	審査員	「下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断し」が良いのではないかと。その後の文書は「1.1適用範囲の④に追加している。」が正解ではないかと。また、ここには、1.2圃場と施設の地図も追加する方がよい。	指摘の通り修正した。具体的な管理点を参照できるようにした。	4.2
9	3.1	必須	責任と権限	-	顧問	⑤⑥農業使用の責任者の文中の「指示」は「使用」に替えた方がよい。	6)農業管理の責任者(農業の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者)とした。	2.1
10	3.2	必須	方針・目的	-	指導員	①ここまで具体的なひな型を示す必要があるか。これを示すと大半この文書となり、自らの方針・目的がぼやけるのではないかと ②Basicにも要求すべきである。	取組例は簡略化した。Basicでも要求した。	2.2
11	4.1	必須	生産計画	-	指導員	「年間を通じた」は不要ではないかと。経営改善や生産性に関する項目があった方がいいのではないかと。	「年間を通じた」は削除した。生産性等に関する目標を追加した。	3.1
12	4.3	重要	生産実績の把握	-	指導員	取組例・備考について、 1.単価、品質は経営や技術的要素でありGAP要求事項ではない。 2.ここはマスバランスの確認である。市場の状況でマスバランスに影響は出ない。 3.耐久性を要求する根拠は何か。	耐久性は削除した。 4.1生産計画、4.2作業記録、4.3生産実績の把握の全体を見直し、自分なりに生産性に関する目標を立ててそれに必要な記録を取って最後に評価できる形とした。	3.4
13	5.3	重要	信頼できる自己点検	-	指導員	自己点検はJGAPの取組み改善の要、必須ではないかと。	必須にして一つにまとめた。	2.3

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advance のみ 注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点 番号	レベル	管理点				対応	管理点 番号
14	6.2.2	重要	仕入先、サービス提供者の 評価・選定	●	指導員	1.適合基準①にある「ユーティリティー」は分かりにくい表現だ。もし使うのであれば「言葉の定義と説明」にこの単語を加えるべき。 2.③「取引をやめた場合には・・・」これは不要。もし要求するのであれば、「GAP違反により解約した場合には記録をする」とすべき。 3.「同業者や地域での評判が悪い」基準があいまいとなるので、このような適合基準は不適當。	1.「ユーティリティー」は水道光熱に変更した。 2.「選定されなかった業者」とし、表現を修正した。 3.単に「同業者や地域での評判」とした。	7.2.2
15	6.2.3	重要	購買品、サービスの調達	●	農場	「6.2.1」で評価・選定した・・・とあるが、「6.2.2」のことではないか。	指摘の通り修正した。	7.2.3
16	7.1	努力	知的財産の保護	-	指導員	これを行うか否かは経営者の考え方によるもので、押し付ける必要はない。	農水省GAPガイドラインの項目のため必要。権利化を義務付けているわけではなく取組例にあるように公開するのも経営者の判断である。	2.5
17	7.2	重要	放射能対応	-	農場	放射能対応のガイドラインはどうなったのか	基本的に土・水・肥料の管理点で対応しているが、②に放射能対応の要求を明示した。	8.2.1
18	7.2	重要	放射能対応	-	会員	輸出を強化するのであるならば放射能検査が必要ではないか。日本人が思っているより海外では日本の放射能のことを気にしている。	科学的なリスクで言えば原子力災害事故が新たに発生しない限り増加することはなく、現状の行政の検査結果での説明で良いと判断している。また、この管理点で自発的に農場自身が検査を実施することも可能である。	-
19	7.5	必須	不適合品の取扱い	●	会員	1.再商品化を行う場合のリスクアセスメントをどのように確認するのか。 2.「単価を下げて販売する」は経営に関することであるので、GAPでは不介入であるべきだ。	1.②「不適合な農産物については、処置の仕方を決めて取扱っている。」に評価も含まれる。 2.取組例の一つであり、どのような処置をとるかは農場が判断する。	8.3
20	7.6	重要	食品防御	●	指導員	商品以外は何について検討すればよいのか。	作物、農産物、水源、土壌、資材と明示した。	6.1
21	7.7	努力	食品偽装への対応	●	農場	具体的にどのような検討をすればよいのか分からない。	食品偽装に対応する独立した管理点は廃止した。農場が自ら偽装をするという観点ではなく、偽装を働く業者と付き合わない、購買しないという視点で整理し直した。食品偽装はGFSI要求でもある。	7.2.2
22	8.1.1	必須	商品に関する苦情・異常・ルール違反への対応手順	-	会員	苦情は「品質」に関するものを除くべき。	JGAPは品質に対する詳細な要求はないが、品質も含めてクレーム対応することがJGAPの理念の一つである信頼できる販売管理につながると考えている。	9.1.1
23	8.1.3	必須	商品回収テスト	●	指導員	事故だと労働事故も含んでしまうのではないか。	苦情・異常に変更した。	9.1.3
24	8.2.1	必須	商品に関係しない苦情・異常・事故・問題・ルール違反への対応手順	-	農場	商品に関係しないとはどういうことか。	「農場のルール違反への対応手順」とした。	9.2.1

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advance のみ 注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点 番号	レベル	管理点				対応	管理点 番号
25	9.6	必須	並行生産	-	顧問	「並行生産」の定義が分かりません。	「同一品目について、認証農産物とそうでない農産物を同じ農場で同時に生産すること」と定義はあり、適合基準では一元的な管理をしている農場は並行生産をすることを禁止している。しかしながらこれを審査で確認するのは困難であることから総合規則のみの記載とした。	削除
26	9.7	必須	並行所有	-	顧問 指導員	「並行所有」の定義が分かりません。	管理点10.2は「他農場の農産物の取扱い」として、整理し直した。「並行所有」は「並行取扱い」と変更して総合規則に定義した。	10.2
27	9.7	必須	並行所有	-	指導員	適合基準①「農場や農産物取扱施設が・・・」 農産物取扱施設も農場に含まれるので、「農場は」だけで足りる。または、「農場や農産物取扱施設が」をカットし「並行所有を実施する・・・」からでも意味は通じる。 ここで問題となっている農産物取扱施設とは共選場や荒茶工場をさしているのか、そうだとしたら「独立した農産物取扱い施設」のような用語を用意する必要があるのではないか。	農産物取扱い施設は農場や団体の一部として認識し、分けて使用しないよう修正した。	10.2
28	9.10	必須	出荷した商品の安全説明	●	農場	他の管理点でカバーできている内容ではないか。	削除した。	削除
29	9.11	必須	出荷量の妥当性確認	●	農場	個別の農場でこれを要求する必要性はあるのか。	削除した。	削除
30	10.1	必須	記録の保管	-	農場	②顧客要求が1年だったら1年分保管だけでいいのか。	適合基準②に「2年を超える～」を追加した。	3.3
31	11章		力量及び教育訓練	-	指導員	力量があるかないかを審査するのは大変、どのような役割がありどのような学習をすればよいかだけにすべき。	ご指摘を踏まえ、表題を「責任者及び教育訓練」とし、各責任者でそのような記載に修正した。	11章
32	11.2	必須	商品管理の責任者の力量	-	会員 審査員	商品管理の責任者に対する要求のうち、「③CODEX-HACCPに基づく最低2日間の研修の履行者を含む商品管理チームを編成している」について、団体で取り組んでいる場合は、団体の商品管理責任者がCODEX-HACCPを学習して全体を統括するケースになると思われるが、現在の表現ではそこまで読み切れず、団体を構成する農場1件ごとにCODEX-HACCPの2日間の研修を履行する必要があると判断される可能性がある。	2日間のHACCP研修については、仕上茶と精米のみの要求とし、11.2.1HACCPチームの編成として新たに切り出した。そこで「団体の場合には、団体内にHACCPチームがあればよい。」と記載した。 11.2の一般的な商品管理の責任者への要求はHACCP的な考え方を学習していればよいとした。 なお、団体の場合は農場と団体事務局との役割分担で考えればよい。全て団体事務局が管理する共選場から販売しているのであれば商品管理の責任者は、団体事務局だけに存在すると考えてもよい。これまで、団体を構成する生業農家にも商品管理責任者を要求してきた経緯があるが、その団体にとっての商品は団体事務局を通じて販売される荒茶であり生業であるため、農家には団体を通じて商品管理ができればよい。商品管理の責任者が農家にも存在する場合、団体事務局の商品管理の責任者の指揮命令下となる。ただし、青果物の団体で各農場から商品が出荷されるようなケースは各農場にも商品の管理責任者は必要である。	11.2

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advance のみ 注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点 番号	レベル	管理点				対応	管理点 番号
33	11.4	必須	農薬使用の責任者/ 農薬保管の責任者の力量	-	審査員	管理点11.4農薬使用の責任者、農薬保管の責任者として、毒物又は劇物取扱責任者は不適である。農薬のうちの毒劇物は12%程度に過ぎないこと、毒劇物取扱責任者は農薬の効能などの知識は求められていない。	記述からは削除した。農薬管理の責任者が農薬について知識を身に付けるように学習しているかが本質的な要求である。毒劇物の有資格者であっても毒劇物の保管に関する知識は得られる。農薬の効能は別な情報源から入手して学習すればよい。	11.4
34	11.5	必須	労働安全の責任者の力量	-	審査員	管理点11.5「労働安全の責任者の力量」の適合基準内④の応急手当の項目に関し取組例として「救急法基礎講習の受講証明書をもらう」とあるが、現実的に難しい所がある。現実的な所として、救急法基礎講習の受講者から講習を受けても良い事にできないか。	講習を受講するとあるのは取組例であり、受講者から応急手当の仕方を教わることでよい。ただし、誰からどんなことをいつ教わったか分かる記録が必要。	11.5
35	11.6	重要	労務管理の責任者の力量	-	指導員	社労士の資格取得は困難である。	資格取得は削除した。	11.6
36	11.7	必須	作業員への教育訓練	-	指導員	方針・目的の説明がどうしても必要なことか。	管理点2.2方針・目的で経営者が農場内に周知するものであるため、管理点11.7からは削除した。	削除
37	11.10	努力	人材育成	-	農場	人材とは後継者のことか。	後継者だけでなく、作業員(従業員)の育成も必要のため具体的な取り組みを適合基準に入れた。	11.10
38	12.4	必須	差別の禁止	-	指導員	個人的な特徴とは何か。差別は性別や宗教が中心なのか。	人種、民族、国籍、宗教、性別と明示した。	12.4
39	12.5	必須	労働条件の伝達	●	農場	取組例の最後の一文の「ただし、農業(栽培・収穫まで)の場合は、労働基準法第41条により時間外労働・休日労働に関する規制について適用除外のため36協定は必要ない」について、同一人物が栽培、収穫に加え、茶工場での作業を伴う場合、茶工場での作業はどのような扱いとなるのか。通常は同一人物が栽培、収穫、茶工場での作業を行う場合も時間外労働の適用外のようなのだが。	ご指摘の内容は、12.3の取組例・備考欄へ移動した。同一人物が栽培、収穫、茶工場での作業を行う場合も製造業である茶工場での作業が加算されれば時間外労働は適用されることになる。	12.3 12.5
40	12.8	努力	家族経営協定	●	会員	経営に関してGAPは不介入であるべき。	人権・福祉の分野に関する課題の一つとも考えられるため、パブリックコメント版のままとした。	12.8
41	12.9	努力	職場環境の整備	●	会員	経営に関してGAPは不介入であるべき。	労働安全・福祉にも係わることなのでパブリックコメント版のままとした。	12.9
42	13.2	重要	作業員及び入場者の 食品安全衛生	-	農場	外国人への対応は、教育訓練や訪問者への周知の項目で要求すべきことではないか。	教育訓練と訪問者に対する注意喚起の管理点へ移動した。	11.7 11.9
43	14.4	重要	緊急事態への備え	-	指導員	どういう基準で救急箱の中身を選べばいいか。	労働安全を確保するためのものを救急箱で用意できるような表現とした。	14.4
44	14.5	必須	労災保険への加入(1)	-	会員	外国で労災保険がない場合はどうするのか。	法令で要求している場合のみ加入すればよいとした。	14.5

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advance のみ 注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点 番号	レベル	管理点				対応	管理点 番号
45	14.6	努力	労災保険への加入(2)	-	農場	茶業主体の経営の中では、特別加入しても補償を受けられない場合があるのではないかと思う。 また、地域の特別加入団体への加入はその団体の規約上無理。	特別加入については必須ではなく努力項目であり、民間の傷害保険でも可とした。	14.6
46	15.4	必須	汚染水の流入対策	-	指導員	予防と事後対応を分けるべきではないか。	適合基準を①と②に分けた。	15.4
47	16.1	必須	生産工程で使用する水の安全性	-	指導員	生産者が行う水質検査は取組例でいいのか。	適合基準の中に行政の水質調査と同列に記述した。	16.1
48	16.2	重要	水源等の保護	-	指導員	16.1に関係しないものがあるのか。	「16.1に関係する」を削除した。	6.1
49	16.4	努力	水の使用量の把握と節水努力	-	会員	水が豊富な地域にとっては不要な管理点であり、水不足の地域にとっては努力項目では不十分な管理点になってしまう。	水の使用量について取り決め等がある場合に限定して、重要項目とした。	16.4
50	17.1.1	必須	倉庫及び屋内圃場における交差汚染の防止	-	顧問	「交差汚染」の定義をしていない(管理点17.2と25.3.2も同様)。	交差汚染の定義を用語の定義と説明に掲載した。	4.1 5.2
51	17.2.1	必須	立地及び用途	●	技術委員	立地及び用途の管理点について、輸出用のみ該当となっていますがBasicも該当するのではないのでしょうか。	対策に立地や施設構造の見直しを含め、Basicも取り組むとした。	5.1
52	17.2.6	重要	更衣場所、所持品の保管場所	●	指導員	「安全に」とは盗難防止のことか、食品安全を確保できればいいのではないか。	「安全に」を削除した。	17.3
53	17.3.1	重要	手洗い設備	-	指導員	どこに手洗い設備があればいいのか。	トイレ及び農産物取扱い施設の近くと明記した。	13.3.1
54	17.3.2	重要	トイレの確保と衛生	-	農場	作業員の数と使用するタイミングを考慮することは難しい。	適合基準①「作業員に対し十分な数」と修正した。	13.3.2
55	18.5	重要	食品用の機械油の使用	-	技術委員	「食品専用の機械油を使用している」という表現を用いると、フードグレードのオイルしか使用できない、と誤解される可能性がある。また、取組例・備考ではNSF規格と記載されているが、NSF規格のなかでもグレードによっては食品には適さないグレードもあり、誤解が生じる可能性がある。 改善案: 収穫時及び農産物取扱い時に農産物と接触する可能性のある機械稼働部への注油は、農産物に影響を及ぼさないような配慮がされている。	改善案を採用。また、取組例を「例えば食品専用の機械油としてNSF規格…を選定する。」とした。	18.5
56	18.6	重要	機械・設備の安全な使用	-	指導員	型式検査合格証票の確認は不要でいいのか。	取組例・備考に「③例えば日本の場合、購入時に型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。」を追記した。	18.6

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advanceのみ注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点番号	レベル	管理点				対応	管理点番号
57	18.7	重要	農産物接触面の素材の安全性の確認	●	技術委員	年1回のリスク検討は必要ないと思う。茶工場の現状使用している機械は、各メーカーからSDSを取り寄せる等しリスク検討するとして、それ以外は、梱包資材も購入時(機械は新規設置時)のリスク検討で良いのではないか。	年1回は削除し、内容を修正した。	18.7
58	19.1	必須	エネルギー等関連設備・機器・容器の点検	-	会員	保管についても明記すべきではないか。	適合基準に「③ 機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。」を追加した。	18.1
59	19.2	必須	燃料の保管管理	-	審査員	防油提の対象を「重油」と限定するのはどうか。	「燃料タンク」に変更した。	19.1
60	19.2	必須	燃料の保管管理	-	指導員	ここは「法令に基づき保管する」とだけすべき。 ④だけが「法令に従い・・・」とあるが、この項すべてが法令(条例)に基づくべき項目である。 ③の根拠は。法令等にあるか。地面に置くことにより漏れによる環境汚染や、容器の腐食による漏れの心配がないか疑問だ。	適合基準として明確にするため④の法令は削除した。 ③の根拠は総務省消防庁が指導を実施している(ガソリン携行缶の安全対策について)。	19.1
61	20.2	重要	資源の有効利用	-	農場	3つのRは重要なことだが、農場でどのように取り組めるのか見えてこない。	2010/2012の表現に戻した。	20.2
62	21.2	努力	地域での循環を考慮した農業の実践	-	農場	地域という範囲の定義はなにか。 購入した堆肥を使用すると『不適合』になるのか。	「地域の範囲は生活圈おおむね市町村となる。」として取組例・備考で説明した。 地域の実情に応じて判断すべきであり、購入した堆肥を使ったことで即不適合というわけではない。	21.2
63	21.3	努力	地域社会との共生	●	会員	適合基準②について、品目選定は自主で構わない。 地域社会との共生と品目選定は無関係(この論はJA論だ) 経営的なことへは介入すべきでない。	推奨品目については、削除した。	削除
64	22.1	必須	開発規制の遵守	-	技術委員	適合基準の「圃場を開発」⇒圃場を削除。圃場はすでに開発済みのため。	開発規制の遵守については「4.2新規圃場の適性の検討」へ移動した	4.2
65	23.1	重要	種苗の選択	-	会員	「種苗」ではなく、「品種」とすべき。 項番21.3との関連から、ここで「品目およびその品種」としても良いのではないか。	単独の管理点から削除した。 24.1.1のIPMの取組例に関連して記載した。	24.1.1
66	23.2	必須	種苗の調達	-	指導員	品種登録の話は知的財産なのは。むしろ検疫の話を入れた方がいいのでは。	品種登録は管理点2.5知的財産の保護の管理点に移動。検疫については青果物だけに管理点23.1③を追加した。	2.5 23.1
67	24.1.2	必須	農薬の選択・計画	-	会員	海外の生産者がこの基準書を使う場合、ポストハーベスト農薬の記述が必要なのでは。	農薬使用計画の項目としてポストハーベスト農薬を管理点24.1.2⑥に追加した。	24.1.2
68	24.2.1	必須	農薬使用の決定	-	指導員	②にある「生産国」ではなく『販売先』とすべき。 生産国の基準に適合しても、販売する国の基準を満たせないこともある。	計画を変更する場合、「生産国の農薬使用基準」ではなく、「24.1.2農薬の選択・計画」を満たしているか、再度確認してから決定するとした。	24.2.1

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advance のみ 注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点 番号	レベル	管理点				対応	管理点 番号
69	24.2.2	必須	農薬の準備	-	会員	適合基準について ①手順まで要求しなくていいのでは。 ③「使用しないように」ではあいまい。	①2010の表現に戻した。 ③は「使用していない」に修正した。	24.2.2
70	24.2.2.1	必須	散布液の調製	-	会員	適合基準⑤「灌水ホース」ではなく、「散布ホース」または「給水ホース」とすべき。	「給水ホース」に変更した。	24.2.3
71	24.2.2.2	必須	農薬の計量・希釈	-	会員 審査員	③「農薬の現地混用を避けている」という表現について、農薬を圃場に持参して、混用しているケースがある。混用がまったくダメということなのか、わかりにくい。農薬を希釈するときには、水を先にいれるという指導があり、水汲み場と圃場と自宅とを考慮し、どこで希釈するのが一番良いのかと考えると、圃場での希釈がダメとなると厳しい。また、後の文章で、“混用が必要な場合は”は、と記載されており、矛盾がある。 改善案:③農薬の混用が必要な場合はラベルの指示に従い、剤型による投入の順番を考慮して良く混ぜるようにしている。冒頭部分を削除する。 改善案:④平らな場所で水を準備し、正確に希釈している。	改善案通りにした。 ③は、適合基準へ記載した。 ④は、24.2.4の取組例・備考②へ記載した。	24.2.4
72	24.3.1	必須	防除衣・防除具の装着	-	指導員	マスクは使用期間の指定だけでいいのか。	適合基準②に使用回数を追加した。	24.3.1
73	24.3.3	必須	防除衣・防除具の保管	-	指導員	きちんと乾かしてから密閉容器に入れるのはダメなのか。	乾かしてから保管とした。	24.3.3
74	24.3.4	重要	残液の処理	-	技術委員	取組例・備考「動線や水路を離れた場所で土に浸透させる。」 案:「動線や水路から離れた場所の指定した牧草ないし雑草の生えた区画に散布して浸透させる」	取組例・備考に「②動線や水路から離れた牧草または雑草の生えた区画に散布・・・」と記載した。	24.3.4
75	24.3.6	重要	再入場の管理	●	指導員	適合基準③の「可能な場合の警告」とは。	「③可能な場合には入場を制限する警告を周知している。」を削除した。	24.3.6
76	24.3.7	必須	農薬使用の記録	-	審査員	風については、やはり記録しておくべきであると考え。	管理点「3.2作業記録」の取組例・備考に「天候による作業への影響(雨または風の発生など)」とした。	3.2
77	24.3.7	必須	農薬使用の記録	-	農場	取組例・備考欄に「⑦は農薬を調合する際に計量した原液量を記録することを推奨する。」とある。10aあたりに使用した原液量なのか、圃場ごとに使用した原液量なのか分からない。 また、実際散布するときは希釈したものを散布しているので、従来通り希釈して散布した液量をすれば問題ないと思う。原液量を記録する理由が分からない。	「散布液を調製する際に計量した原液量を記録・・・」と修正した。 原液量を記録するのは原液量、希釈倍数、散布液量の3つでクロスチェックが可能なのである。	24.3.7

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advanceのみ注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点番号	レベル	管理点				対応	管理点番号
78	24.3.7	必須	農薬使用の記録	-	指導員	1.除草剤は希釈して使用するが、使用基準は「使用量」である。 2.塗布剤の場合はどのようにするのか。 3.天候の記録が必要 ⑦は適合基準と取り組み例を入れ替えた方が良い。 適合基準 「農薬使用量は10aあたりに使用した原液の量を記録する」 取組例 「10aあたりの使用量は希釈倍数と散布液量でも良い。また原液で使用する剤および除草剤はその使用量。」	適合基準「⑦ 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、使用量が指定されている場合には10aあたりの使用量」と修正した。	24.3.7
79	24.4.7	重要	農薬の在庫管理	-	農場	「④ 農薬購入の記録(納品書・領収書等)がある。」とあるが、在庫簿で入出庫の状況が分かるのに納品書などの記録は必要ないと思う。なぜ、納品書などの記録が必要なのか。	①②をまとめた。③④は削除した。	24.4.5
80	24.6.1	必須	残留農薬検査のサンプリング計画	-	技術委員	残留の可能性が高い場所・成分・時期が分からない場合(リスクが感じられない場合)の対処が欲しい。	適合基準③に「②が特定できない場合には多成分一斉分析を行いリスク評価に役立てている」を追加した。	24.6.1
81	25.1.1	必須	適切な施肥設計	-	技術委員	取組例・備考について、 土壌診断の周期を施肥量の多い茶で適切な周期と曖昧にするのは危険。欧米のように3年周期を目安に実施するように具体例を入れるべき。	取組例・備考③「適切な周期(例えば野菜であれば作付前、永年作物であれば年に1回等)で実施するとよい」とした。	25.1.2
82	25.1.1	必須	適切な施肥設計	-	指導員	適合基準③「過去の生産実績と施肥の関連」はどのように説明するのか。何を根拠とするのか。単なる感覚での説明にならないか。	過去の生産実績と施肥の関係の正確な相関関係を示すことは難しく、天候や病害虫の発生などの要因もあるため、大まかでよいのでそういった要因を検討した上で施肥設計をしていることが重要である。	25.1.2
83	25.1.2	重要	肥料成分の把握	-	指導員	②は「購入先」ではなく、「製造元」が良い。	②は削除した。	25.1.1
84	25.1.3	重要	肥料等の安全性	-	指導員	適合基準②「普通肥料・特殊肥料以外の肥料等は・・・」 特殊肥料も含めるべきである。	特殊肥料は公定規格が決まっていないので含めない。	25.1.3
85	25.3.3.1	努力	農薬と同等の保管	-	審査員	24.4.1⑤ですべての農薬は保管庫内へと記述がある。農薬登録があるけど茶には適用が無い肥料としての石灰窒素の扱いはどうするのか。	24.4.1「① 農薬を農薬保管庫外に放置していない。」と変更し、25.3.2「④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。」として、これらの肥料については必ずしも農薬保管庫でなくてもよいこととした。	24.4.1 25.3.2
86	25.3.5	重要	肥料の在庫管理	-	農場	「③ 肥料等購入の記録(納品書・領収書等)がある。」とあるが、在庫簿で入出庫の状況が分かるのに、納品書などの記録は必要ないと思う。なぜ納品書などの記録が必要なのか。「③ 肥料等購入の記録(納品書・領収書等)がある。」の項目の削除。	③は削除した。	25.3.4